＜資料 2-6-2-4＞

解撤船舶の環境上適切な管理（Environmentally Sound Management：ESM）に関する決議

（概要仮訳）

OEWG は、

船舶解撤に関する ILO、IMO、バーゼル条約の共同作業部会（JWG）に関する決議Ⅶ/25、ならびに船舶解撤の ESM に関する決議Ⅶ/26 を想起し、

１．締約国、他の国、船主、他の関係者に対し 2005 年 9 月 23 日を期限として、バーゼル条約の通報手続と IMO で検討されている通報システムとの差異、重複、両義性、ならびにそれらを取扱う解決策に関する意見を求め、

２．締約国、他の国、船主、他の関係者に対し、同期限までに以下の点について意見を求め；

(a) 船舶解撤の ESM の能力を向上する方策；

(b) 承認、証明、投資計画、事前除去能力などリサイクル施設に適用可能な要件；

(c) 船舶解撤の ESM ための十分な能力を開発する際、移行期間を設けることの有益性；

(d) 所管庁がリサイクル船舶に関し事前に決定をするのに必要な情報；

(c) その他；

３．事務局に対し、バーゼル条約第 7 回締約国会議の船舶解撤の ESM に関する決議、ならびに第 4 回 OEWG の作業が考慮されるよう、MEPC53 に報告することを要請し；

４．JWG に対し、第 2 回 JWG での審議の際、提案された解決策や意見を考慮するよう求め；

５．締約国、他の国、船主、他の関係者に対し、適切ならばバーゼル条約のガイドラインの使用に関する経験を OEWG5 に報告するよう求め；

６．事務局に対し、通報システムを含む強制要件に関する MEPC および JWG の作業結果を報告するよう要請し；

７．締約国、他の国、船主、他の関係者に対し 2006 年 1 月 6 日を期限として、船舶解撤の現実的、法的、技術的側面に関する意見と提案を提出するよう求め；

８．事務局に対し、適切ならば、提出された意見と提案を第 2 回 JWG および第 5 回 OEWG に向けてとり纏めるよう要請し；

９．船舶解撤問題を検討し第 5 回 OEWG に報告するため、会期間ワーキンググループを設置することに合意する。

以上